

総務市民委員会記録

日 時	令和 8 年 6 月 2 2 日 (月)	午後 1 時 0 1 分～午後 2 時 0 1 分 午後 2 時 0 8 分～午後 2 時 5 3 分 午後 3 時 0 1 分～午後 3 時 1 4 分 午後 3 時 1 9 分～午後 3 時 2 5 分
場 所	第 5 ・ 第 6 委員会室	
出席委員	◎阿比留義顯 ○永山 智仁 小川百合子 上橋しほと 林 伸司 古川 隆史 松本 寛道 渡部 和子	
欠席委員	なし	
委員外出席者	なし	
説明のため出席した者	副市長（染谷康則） 危機管理部長（熊井輝夫） 防災安全課長（小島正大） 総務部長（鈴木 実） 行政課課長補佐（山本 徹） 企画部長（小島利夫） 次長兼政策イノベーション課長（伊藤正則） 財政部長（恒岡厚志） 財政課長（清水雅晴） 契約課長（山田善幸） 市民税課長（寺嶋 浩） 市民税課主任（高野裕伴） 債権管理課長（田崎喜一） 資産税課長（須藤勝己） 広報部長（吉田みどり） 広報部理事（宮本 等） 市民生活部長（永塚洋一） 南部近隣センター所長（佐藤 香） 消防局長（本田鉄二） その他関係職員	

○

午後 1 時 1 分開会

○委員長 それでは、ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてです。申出の人数が10人を超える場合は当委員会室に傍聴者全員が入ることはできませんので、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後に1件ずつ行います。

委員長から執行部をお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れののないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音に注意していただけるようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第1号、専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第2号、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。ありませんか。

○林 それでは、専決処分について、議案第1号、市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例でちょっと1点確認をしていきたいというふうに思いますが、今回改正される内容というのは軽自動車税ということで、性能割、種別割が一括して軽自動車税になる、これはこういう形になるわけですが、1つ今の軽自動車の所

有者数であったり、所有台数、これについてお聞かせください。

○市民税課長 軽自動車につきましては、2輪の原付自動車、それから4輪の自動車でございますが、2輪のほうは約3万6,000程度、そして4輪のほうは6万3,000程度でございます。以上です。

○林 ありがとうございます。今回は、軽2輪は関わらないで、4輪あるいは3輪というのかな、それが対象だということだと思いますが、それでよろしいですか。

○市民税課長 おっしゃるとおりでございます。

○林 分かりました。こちらの背景で、ユーザーの取得時における負担軽減というふうになっているんですけども、こっちについてもう少し詳しくお聞かせください。

○市民税課長 今回のこちらの経緯につきましては、1つは今委員さんおっしゃられた物価高騰に対する購入者の負担の軽減、それからもう一つは、この環境性能割になる以前は自動車取得税というような名称になっておりました。自動車を取得する場合には消費税と、それから旧自動車取得税と2つの課税がございまして、以前から二重課税ではないかという、そういった懸念もございました。そういった経緯から今回の制度改正に至ったものと聞いております。以上です。

○林 それは、背景としてそういう形だと思いますが、具体的に負担軽減というのはどの程度になる、個人についてどの程度になるのかということをお聞かせください。

○市民税課長 今回の環境性能割は、環境性能に応じて最大2%の課税がかかるわけですけども、取得価格によって金額は変わりますが、おおむね毎年4,000件程度の環境性能割の対象車両がございまして、大体平均すると1台1万5,000円程度になります。以上です。

○林 そこで分かりました。それと、こちらの市という視点からすると収入が減っていくと、市税収入が減っていくという形になるんですが、頂いた資料だと令和7年度では5,700万円の収入がある。この程度が、5,000万円程度の減収という形になるんですが、それは国による財政上の優遇措置があるというふうに書かれているんですが、これは単年度でしょうか、それともこれからこの制度が続く限り行われるのかについてちょっと具体的にお聞かせください。

○市民税課長 基本的にはずっと続くというふうに聞いております。まずは、どういう形で補填されるかという部分については正式には決まっておりますが、それが決まるまでは地方交付税……すみません、答弁替わります。

○財政課長 ただいま御質問いただきました軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う財源補填ですけれども、こちらにつきましては令和8年度の予算でも地方財政計画で示されまして、地方特例交付金ということで交付金で、言ってみれば現金でといいますか、交付されて補填されるという形になっております。以上になります。

○林 確認ですが、令和8年度以降も見込めるということでしょうか。

○財政課長 9年度以降につきましては、まだはっきりとは示されてはいないというところでございます。以上になります。

○林 分かりました。減収に対して政府がしっかり財政措置をするということは、市という立場で必要な形だと思いますので、決められてないということでございますが、そこはやっぱり主張していただきたいなというふうに私は思うわけでございます。以上で私の質問終わります。

○渡部 まず、1号の専決処分から伺いたいと思います。市民にとって負担が軽減されるということはもちろん賛成なんですけれども、軽自動車の税金というのが非常に複雑だなという気がするんですね。2014年の税制改正で7,200円から1万800円になった。7,200円の方はそのまま7,200円。上がったときの税金の方はそのまま高い税金で、13年たったらどちらも1万2,900円になるということですのでよろしいんでしょうか。確認します。

○市民税課長 おっしゃるとおりでございます。

○渡部 軽自動車って、やっぱり市民にとってはもう足そのものです。そういうところの税金が増えるというのは、これはちょっとどうかなというふうに思っています。この3区分のうち一番市民の税金の負担の割合の多い区分は、どこになるでしょうか。

○市民税課主任 一番多い区分は1万800円の区分になりまして、約3万台になっております。以上です。

○渡部 ちなみに、柏市にも軽自動車たくさんあると思います、公用車として。それについては、税金はどうなっているのでしょうか。

○市民税課主任 柏市の公用車は非課税となっておりますので、税金はかかっておりません。以上です。

○渡部 ありがとうございます。次に、議案の第2号について伺いたいと思います。固定資産税なんですけれども、土地については地価が下がることで税金も下がると思います。実際に土地について税金が下がるということは、柏市においても結構あることでしょうか。

○資産税課長 おっしゃるとおり、土地につきましては下がることはございます。以上です。

○渡部 建物については、経年劣化で税金が安くなるという理解をしているんですけども、この3年に1度の評価替えのときに建物について実際に評価が上がるということはあるのでしょうか。

○資産税課長 例で言えば、今なんかですと物価上昇が続いております。3年に1度の評価替えの際に経年劣化による減価と建築物価等の上昇を比較いたしまして、本来の評価額が前年よりも上がっているということであった場合は、据置きというような形で評価をさせていただくようになります。以上です。

○渡部 これから評価替えの実際に柏市のほうでは作業入るかと思うんですけども、これだけ物価も上がる、建築資材も上がる、そういったときに上昇はしないけれども、据置きはあり得るというふうにちょっと理解をしましたけれども、古い家の場合であっても評価的に下がらない、据置きになるということは実際にもこれま

でもあったでしょうか。また、次の評価替えのときは、かなりその建築資材の高騰というのが影響するのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

○資産税課長 家屋の評価に当たっては、その時々再建築価格を改めて試算をいたしまして評価をいたします。その関係で、やはり建築物価が上昇していれば、同じように同等のものを造った場合についても経年減価をした上での評価という形になりますので、価格については評価が上がるということもございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、課税価格としては据置きという形になります。以上です。

○渡部 一般的にはやはり経年劣化、これが反映されるというふうに認識するんですけども、建築資材の高騰などがその評価に非常に影響を与えるということとはなかなか認識されていない部分も多いのではないかなと思います。個人の住宅においてそれはいかがなものかというふうに個人的には非常に思います。柏市としてもやはり丁寧な説明が求められる分野ではないかなと思いました。

次に、わがまち特例について伺いたいんですけども、柏市がわがまち特例の項目を独自に増やすということはできるのでしょうか。

○資産税課長 このわがまち特例でございますが、こちらは地方税法に定められた特例でございます。柏市の特有のといえるでしょうか、柏市になじまないような特例については盛り込まないということもございます。以上です。

○渡部 つまり柏市がうちの市はこういうところを減税しようということは反映されずに、国のそのメニューの中でやっていくということなわけですね、つまり。それで、軽減の率なんですけども、その率については柏市の采配が生きているところかなと思うんですけれども、例えば柏市が近隣の自治体よりもこういったところは進んでいるというところはあるのでしょうか。

○資産税課長 こちらのわがまち特例は、平成24年から地方税法制度化されましたが、これまでその特例割合については、地方税法で定められている参酌基準というものを基本的に柏市は採用しておりますが、唯一参酌基準よりも下限、要は優遇をしているというものについては、再生可能エネルギーに関しましての特例措置については、これまでも優遇をした特例率を定めさせていただいております。それはなぜかといいますと、柏市のほうでは環境部を中心に、全庁的にもそうですが、地球温暖化対策計画を作成しておりまして、再生可能エネルギーの促進を進めているというところもございまして、そういった形でこれまでも進めておりました。以上です。

○渡部 市としての裁量の幅があれば、やはりそこは少し優遇するというのはほかの分野でもあっていいのかなと思いました。一昨年の委員会のときにサービス付高齢者向け賃貸住宅、これは13か所が対象になっているという答弁がありました。この13か所については、今も減税は継続されているのか、また新規に減税になっている対象はあるのか伺いたいと思います。

○資産税課長 今御質問のございましたサービス付高齢者向け賃貸住宅ですが、こちらの特例措置につきましては、平成28年からこちらを制度化してございます。こ

こちらについては、新設から5年度の限度というような条件がございますので、令和8年の4月1日現在まだこちらの制度を適用している施設については7件ございまして、この特例によりましての減収額といいたいまいしょうか、特例金額につきましては約750万円という形になってございます。以上です。

○渡部 運営する側からすると、やはり減収になるということは別なところのサービスの部分に使えたりするのではないかと思います。それで、今私併せて聞いたのは、ここ最近、例えば今年でもいいんですけども、去年でもいいんですけども、新規に対象になった件数はあるのかということを伺いました。

○資産税課長 こちらの7件のサービス付高齢者向け住宅のうち今年度新規というものについては、すみません、ちょっと今手持ち持ち合わせがございません。失礼します。

○渡部 対象の賃貸住宅ってやはり増えているような気がするんですね。前回手続なんかも結構大変で、そういうことも増えない理由かということもありましたけれども、これは積極的に活用できるところは活用できるというふうに思います。それで、先ほども国のほうの減収に対する補填のお話がありました。それで、国から来るのは地方特例交付金ですか、地方特例交付金と地方交付税かと思うんですけども、例えば令和8年度は特例交付金で、次の年からは交付税措置になるとか、そういうことというのはこれまでも結構あったことなんでしょうか。

○財政課長 財源措置の方法が地方特例交付金から地方交付税に変わりますとかが過去あったかということでは、詳細ちょっと把握はできていないですけれども、ただ今回議案の第1号などにあります環境性能割の減収分につきましては、地方特例交付金で令和8年度は措置されるというところがうたわれているということで、今後についてはまた国のほうで検討されて示されるというふうに認識しております。以上になります。

○渡部 やはり地方自治体からすれば、きちんと財源措置されることが必要だと思います。それで、地方特例交付金と地方交付税と、これはあくまでこういう場合はこうというきっちりした決まりがあるのか、あるいは国のほうでその時々で決めるのかというあたりは何か分かりますかしら。

○財政課長 こちらにつきましては、地方交付税ないしは地方特例交付金、どのような財政措置になるかというところは、特に定まったものはなく、国のほうから示されたものに応じて自治体のほうでは予算上財源措置するという形を取っております。以上であります。

○渡部 いろんな場面で国に対していろんな要望をしていると思います。やはり地方が必要な予算で、こういった国の税制改正によって地方が減収になることについては、必ず補填されるということは強く要望していただきたいと思います。

それで、ちょっと前後して申し訳ないんですけども、先ほどわがまち特例のところでもう一点聞こうと思っていました。大規模修繕のマンションに対する減税なんですけども、たしかこれまでなかったような気がするんですけども、その後これはこう

いった対象というのはあったでしょうか。

○資産税課長 こちらについては、令和6年度から特例措置を設けていますが、該当ございません。以上です。

○渡部 大規模修繕するマンションは、年数の経過とともに対象になっているところは結構多いと思います。前もその対象が全くないということで、何でこの制度が生かされていないのかなというところを少し疑問に思いました。これは管理組合の関係とか、マンションですから所有者がたくさんいるんで、合意形成とか何かいろいろ困難なことがあるのかなとは思いますが、ぜひこういうふうな制度の周知については積極的に努めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○松本 軽自動車税の予算との関係なんですが、環境性能割で800万円計上されているこの扱いというのはどうなりますか。

○財政課長 環境性能割の交付金なんですけれども、こちら令和8年度からではあるんですけれども、交付される対象が令和7年度末に環境性能割相当で納税いただいたものの交付が令和8年度に一部ございますので、そちらを令和8年度の予算で計上させていただいているというところでございます。以上になります。

○松本 じゃ、この800万については影響がないということでしょうか。

○財政課長 言われるとおり、そのとおりでございます。以上になります。

○委員長 ほかにありますか。——なければ質疑を終結します。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号、柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。あわせて、関係する各課で入室されていない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第10号、工事の請負契約の締結について（大堀川防災レクリエーション公園アクセス道路築造工事）、議案第13号、財産の取得

について（移動型電源車）、議案第14号、訴えの提起について、議案第15号、訴えの提起についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○上橋 お願いします。最初、10号の大堀川のアクセス道路についてお尋ねします。今回整備した道路で、緊急時に開通させて使うというのは大前提であると伺っているんですけど、例えば消防出初め式で使う消防車等、そういう話も伺いました。緊急時以外のそういう使う今のところイメージ、予定とか想定あればお示し願えますか。

○防災安全課長 今国道から進入する道路なんですけれども、交通管理者である警察と国道を管理している道路管理者の国道事務所と協議をしております、有事のみの開設ということで許可を得ているところです。実際には出入口というのは有事のみ開放するイメージになるかなと思います。ただ、車両以外の自転車ですとか歩行者の皆さんが通常から入れるように来年度スロープ、出入口のところに照明がつけましたら、そういったところでは開放していきたいなと思っております。以上になります。

○上橋 分かりました。お示しありがとうございました。今の計画で、有事の開放、開放の判断とか、そういうのはやはり危機管理部ということでよろしいですね。判断とか要請とか、申出が出てそういう判断するとか。

○防災安全課長 そのときには柏市の災害対策本部立ち上がっておりますので、災害対策本部で決定いたします。以上です。

○上橋 お示しありがとうございました。今の話と当初言った消防車と違って聞いていたけど、そういうところは要請あって改めてになりますけど、今のところはそういうのだと国道事務所とか警察とかとの協議だと、許可するに至らないというあれになるんですか。今のところの判断になるんですか。

○防災安全課長 通常交通量が多い道路ですので、まず災害時にそういった緊急輸送道路と言われているところを緊急時のみ関係車両を通すという状況になりましたら、そこを開放して使用するという運用を考えております。以上になります。

○上橋 ありがとうございました。道路について理解しました。ありがとうございました。

じゃ、次は電源車のことについてお尋ねします。電源車、これも市役所の非常用電源として使うというところで議案説明会でも聞きましたけれども、有事じゃないとき、車両を保有しているわけで、そういうときの使う予定とか使い道、予定、お示してください。

○防災安全課長 通常時につきましては、イベントですとか地域の防災講話ですとか、そういったところに可能な限り車両展示をして災害時の電源確保の重要性、各家庭でもポータブル電源とか、そういったところを確保していただくように、そういったところの啓発の材料として使っていきたいなと思っております。以上です。

○上橋 分かりました。ありがとうございます。これ軽油エンジンの車なんですけ

ど、試運転とか平常からアイドリングして、やっぱり試運転とか必要なんですか。

○防災安全課長 機械ですので、使わないままですと劣化ですとか、あとは故障というところも確認できませんので、動作確認も含めて定期的に稼働させていきたいと考えております。以上です。

○上橋 分かりました。では、そういう稼働になると、この場合やはりある程度音が鳴ったり、排ガス出たり、試運転でもなるんですよね、これ。

○防災安全課長 発電機、軽油を燃焼させますので、排気ガスについては出て、それなりの音も出るというふうに考えております。以上です。

○上橋 分かりました。そういう試運転って分かったので、場所、そうすると市役所の保管場所で、どこかでやるんですよね。

○防災安全課長 排気ガスが出ますので、屋外でテストですとか稼働させるということで考えております。以上です。

○上橋 分かりました。閑静な住宅街ではないとは思いますが、一応それでも配慮してやっていただければと思います。よろしくお願いします。

じゃ次、訴えの提起で、南部近隣センターのほうをお尋ねしたいと思います。議案説明会で車所有者の御親族が相続放棄されたから車そのものが相手に、特定代理人が裁判をすると伺ったんですけど、そうなるこっち、柏市は原告で、被告がそれで、どうやって裁判が進んでいくのかそのイメージがちょっとつかみづらくて、御説明いただければありがたいんですが。

○南部近隣センター所長 この裁判につきましては、最初に占有した土地を返せというのと同時に特定代理人の選任する申立てを行います、この特定代理人は基本的に裁判所のほうから選任されるんですが、弁護士の方がなることが多いと伺っております。その選任された特定代理人の弁護士に対して市のほうで占有された土地を返せという申立てを行って、その結果相手方は事務手続、弁護士の事務手続のによって裁判進められますが、それで柏市のほうが判決が確定して勝訴しますと執行分を強制執行をするような命令を申し立てて、それで強制執行につながるというような形になります。裁判申し立てるには相手方が必要になるんですが、現在相手方は財産になりますので、それを相手方の代理人として裁判所に選ばれた弁護士さんと争う形になります。

○上橋 御説明ありがとうございます。こうなると原告、柏市の訴えは、多分ほぼ100%に近い確率で勝てるということになりますでしょうかね。お答え願いますか。

○南部近隣センター所長 今のところ1回の出廷で終わることを見込んでおります。以上です。

○上橋 ありがとうございます。そうなって、強制執行に至れるだろうと思います。もちろん占有された土地返してもらったほうが、もらうべきだと思っております。これ強制執行になるとして、車を撤去する費用、これ支出するのは誰になるんですかね。

○南部近隣センター所長 本来であれば相手方にその費用も求めています、今回

の場合は回収できる見込みがないので、市のほうで持つことになると思われます。

○上橋 分かりました。やはり柏市になるということで、相続放棄されているから物しかないというけど、でもお子さんや兄弟がいるというふうに聞いていますので、柏市として放棄した、亡くなった某Aの親族、一応某Aの親族は存命なわけで、その方に対して市としてどう思っていますか。その方々に対しての市の感情。何で市が出さなきゃいけないのかなとか私だったら思っちゃうんですけども、どういう思い抱いているか、ちょっと答えてもらえませんか。

○委員長 答えられますか。

○南部近隣センター所長 私の個人的な思いを言うんですか。

○委員長 上橋委員、ちょっと質問がずれているような気がしますので、やめませんか、これ。

○上橋 そうですか。何か理不尽かなって、理不尽に感じないかということを書きたかったんですけども、ずれている。

○委員長 今法律にのっとってやっているとしますので、ちょっと個人的な感情をここに入れる必要はないと思いますので、ちょっとやめましょう。

○上橋 分かりました。分かりました。じゃ、今の質問はなかったことにします。今後もこのようなこと無料の駐車場だと起きてしまうかもしれないですけども、抑止策、ごめんなさい、ほかも含まれちゃうかもしれないんですけども、市としての抑止策答えていただけますか。答えてください。今後このようになんないようになんていけるのかとか。

○総務部長 今回の放置車両なんかの件につきましては、今回の事例を踏まえてちょっと今全庁的に調査をかけています。実際何台ぐらいそういった放置車両があるのか、あるいは実際あったときどんな対応してきたのか、そこら辺の調査を今しているところで、今ちょっと集計をしているところでございます。ただ、一方でどうしてもこの放置車両は自力救済ができないというのが法の建前ですので、仮にそれを勝手に売却なんかした場合は当然損害賠償を受けることも考えられますので、そこら辺まず考えないといけないかなと。そういった面では、やっぱりそういった放置処理をさせないというところがまず第一かなと。そういった面では日常からの点検であるとか確認を欠かさずやっていって、事前に防ぐということが一番かなというふうに思っております。以上です。

○上橋 答弁ありがとうございました。今後の市政も見させていただきたいと思います。以上です。

○松本 今の上橋委員の気持ちは本当によく分かるところで、こういった迷惑を受けていたのにかかわらず、職員も大変だし、税金も使ってやんなきゃいけないというのは納得いかないということなんだろうなと思いました。これって勝手に止めてあるものってレッカー移動してはいけないんですか。

○総務部長 基本的にはやっぱり他人のものになりますので、勝手に移動させることはできないかなと思います。

○松本 それは損害賠償請求されるリスクがあるからですか。

○総務部長 そのように思います。

○松本 損害賠償される可能性は著しく低く、損害賠償される金額が著しく低いと考えられる場合に、これはレッカー移動したほうが効率的ではないでしょうか。そして、損害賠償請求されてもよいと思うんですよね。そうしたら、逆にこちら側も既にある損害を請求できますから、レッカー移動するのは妥当な気がします、いかがでしょうか。

○総務部長 どうしても我々公務員で法令遵守の義務がありますので、基本的には法に基づいて対応していくことが基本かと思います。

○松本 駅前にある放置自転車が道路に占有していて、勝手に移動していないですか。

○総務部長 そこら辺どういう考えでやっているのか、ちょっと法的なところまでは、ごめんなさい、承知しておりません。

○行政課課長補佐 今御質問がありました放置自転車の関係なんですけれども、こちらにつきましては自転車法という法律とそれに基づき制定されております放置自転車の条例というのがございまして、そちらのほうで基本的には市で一定の要件を満たした場合については撤去ができるという形になっておりますので、決して法律の要件がなくて撤去するわけではございません。先ほどお話ありましたように基本的には市有地、この場合は市の土地でもありますけれども、市の土地であっても民有地と変わりありませんので、その土地にある他人の財産を何の権限もなく撤去することはできない、これが基本的な民法の考え方ですので、今回の件につきましても裁判所に訴えを提起しまして、その手続の中で撤去をするということになっております。以上です。

○松本 道路上に止まっている場合はどうですか。

○行政課課長補佐 公道につきましては、道路法という法律がございまして、それを同じく要件満たした場合につきましては道路管理者が撤去ができるという形になっておりますので、それでもし道路上に放置自動車が合った場合につきましては、法律に基づきまして撤去を行うという流れになっております。以上です。

○松本 いろいろと納得できないところありますけれども、やれるとしたら道路に面したこの駐車場が道路認定をして、そして道路上に放置されているといったかなり無理やりの立てつけになるかもしれませんが、できなくもないかなとは思ったところでございます。そして、この車両は、撤去した後どうするんですか。

○南部近隣センター所長 今回の撤去につきましては、裁判所が実施しますので、ちょっとその後の取扱いについては、すみません、裁判所に確認はしていません。以上です。

○松本 それ以上の負担は市にはその後は発生しないということですね。

○南部近隣センター所長 レッカー移動とかは裁判所が手配するんですけれども、その費用とかは市のほうが負担することになります。

○松本 レッカー移動した後の費用というのはこういったものがありますか。

○南部近隣センター所長 処分の費用はあるかと思うんですけども、例えば裁判所で移動した後に車内に何かあった場合に、裁判所のほうでいろいろ確認しますので、何かがあった場合に別途その財産を処分するための費用がかかるとは聞いております。

○松本 それも市の負担になりますか。

○南部近隣センター所長 レッカー移動及び車の処分、その中身の処分等につきまして全て市のほうで負担することになります。

○松本 続いて、大堀川防災公園についてですが、これは進入路として北側からと南からとどのように入るのでしょうか。

○防災安全課長 進入路としてですけども、国道から内回りか、外回りか、どのように入るかという御質問かと思えます。まず、野田方面から千葉方面に向かう外回りにつきましては、そのまま左折をするという形になります。千葉方面から野田方面に行く内回りにつきましては、先ほど上橋委員に御答弁させていただいたとおり、有事ということで通常の車両が通行しない状況になりますので、そのまま右折をして進入するという形になります。以上です。

○松本 どのような車が来ると想定されていますか。

○防災安全課長 まず、その現地が消防の千葉県における緊急消防援助隊の活動拠点という形になっておりますので、主に消防車両、そういったものが進入して停車をするという形になっております。以上です。

○松本 そうしたら、大型のはしご車等のかなり大型のものも入ることが想定されているということでしょうか。

○防災安全課長 おっしゃるとおり、一番大型ですとはしご車も進入できるように設計をしております。以上です。

○松本 出るときはどうやって出るのでしょうか。

○防災安全課長 出るときも同じように進入路から内回りについてはそのまま右折、千葉方面に行く場合についてもそのまま左折すると回り切れないので、反対車線にはみ出して出るような形になります。当然誘導員をつけますので、安全確認をしながら出入りをするということで想定をしております。以上です。

○松本 道路の線形が非常に出づらいなというような感じがしたんですが、国道って基本的に直角にしか道路つけられなかったはずなんですけれども、これは認められているのでしょうか。

○防災安全課長 今回進入路は道路ということではなくて、警察協議、国道事務所との協議におきましても有事の際に出入りするあくまでも出入口という扱いですので、直角というところには制限はかかっておりません。以上です。

○松本 了解しました。

次に、電源車なんですけど、この随意契約の理由についてお示してください。

○防災安全課長 まず、担当課で扱いをしましたので、担当課での見積合わせとい

うことで、結果的に1者の応札ということでしたので、1者応札で最終的には契約ということで、随意契約という形になっております。以上です。

○松本 これは入札では行わなかったんでしょうか。

○防災安全課長 まず、防災安全課の考え方としましては、令和9年度に導入をしていきたいということがございました。昨年度から電源車納入できる事業者さんと協議等々、複数者、12者と協議をしております、実際に防災安全課が求める仕様で納車できそうなのが2者に絞られました。その後、ちょっと年明けてから中東情勢とかございまして納期の確認を改めてしたところ10か月から11か月かかるということで、年度当初にすぐ動き出さなければ間に合わないというところで、担当課扱いで契約をすることでできる限り令和9年度の納入を確実にしたいというところで、担当課で行ったというところでございます。また、その2者のうち1者が事業者登録をしていなかったというところで、競争原理を働かせるためにも担当課扱いで行ったほうがいいだろうというところで判断をいたしました。以上です。

○松本 何か適正な手続を欠いているような気がします、契約課はどういった判断だったんでしょうか。

○契約課長 入札に参加するためには事前に業者の登録というのが必要になりました、今おっしゃっていただいたその登録の話なんですけれども、1者が登録ができていない業者でしたので、実質登録ができていない業者が1者ということになりますと一者随意契約ということになります。競争性を働かせるという意味ですと、登録していない業者も併せて見積合わせをしたほうがいいというふうに担当課で判断したので、見積合わせ、随意契約を行ったということでございます。以上です。

○松本 入札に参加する業者というのは、一体何者が参加しているのかというのは知っているのですか。

○契約課長 入札の方式によります。一般競争入札ですと、資格のある業者が応札してくるので、ほかの業者がどの業者が参加してくるかというのは、どういうふうに参加してくるかというのは執行側でも分かりません。指名競争入札となると、こちら側が業者を指名するので、何者指名しているかというのは分かるんですけども、いずれにしても業者側は何者参加しているかというのは分からない状況になります。以上です。

○松本 応札が1者しかいない可能性があっても通常は入札をしているわけです。制限付一般競争入札が多いわけなんですけれども、そのような形ができなかったんでしょうか。

○契約課長 私が、すみません、説明不足で申し訳ないんですけれども、入札に参加するためには事前に業者登録というのをさせていただく必要があります。その業者登録をしていなかった業者がいたので、見積合わせを行ったということになります。以上です。

○松本 その業者登録した者が何者あるのかというのは、応札している方々には分からないですね。

○契約課長 参加している業者が分からないということになるんですけれども、今担当課で行っていたのが実質この電源車に限っては2者しかいないということになりますので、担当課で2者を指名して行ったということになります。以上です。

○松本 担当課のほうとしては、時間が足りないので、やむを得ずというような話になっているんですけれども、まだ全然6月で時間もありますし、そもそも柏市の求める仕様というのはそんなに特殊なものだとは考えられないわけですよ。その中でなぜこのようになっているのかなというところは、そもそも業者を探すところからおかしいのではないかというようなところは契約課としてはどのように認識されていますか。

○契約課長 その案件について、物を買うときにどのようなものを求めるかというのは担当課のほうで決めることになるので、契約課としては申し上げることはできないんですけれども、ただ今回の件に関してはこういう理由でこういう仕様ということで定まっていて、その中で供給できる業者、可能性のある業者が2者しかいないということでしたので、見積合わせというのは適正な方式だったというふうに考えております。以上です。

○松本 資料では車両のイメージがあって、ごく普通の電源車に見えますし、柏市のようなごく普通の自治体で導入していくにはそんな特殊なものになるはずがないと思いますが、北海道の方に決まったということなんですね。あまりにもできる事業者が少なかったりするの、柏市がその発注の仕方が悪い可能性があって、もっと一般的なパターン化されたそういった車両で、そういった仕様にしていくということでそこまで不都合があるのかというような検証はされているのでしょうか。

○防災安全課長 今回の仕様で防災安全課として特徴的だと他市の事例を踏まえて思っているのがまず庁舎とEV車を同時に給電するために単相と三相というところがあるんですけれども、そこを同時にできるというところで12者いろいろ聞いたところ、そこが一番難しいというところで事業者さんから確認は取れております。その上でできる可能性があるというところで2者お答えをいただきましたので、その2者について指名で見積合わせを行わせていただきました。以上です。

○松本 担当課としてベストなものを探していこうというのは、それは正しいと思います。ただ、そのときにこうした入札のやり方がおかしくなったり、業者が極端に少なくなったりした場合に仕様を変える、仕様が少し柏市の考えるベストとは違ってもそこまでマイナスになることなのかというところは考えましたか。

○防災安全課長 今申し上げた庁舎とEV車への同時給電というところなんですけれども、今庁舎の公用車については半数を電動車に入れ替えていくというところで、今回大規模に長期間停電をした場合にそれをどのようにカバーしていくかという防災安全課として考えていったときに、EV車、当然給電できないとただの動かない鉄の塊になってしまいますので、EV車についてもできる限り稼働できるような体制をするのに同時給電というところは必須だなと考えております。そこを妥協してしまうと、実際に有事のときに庁舎だけ生きていて、EV車で給電をして今行こう

としている避難所ですとか、そういったところに対してポータブルの電源、発電機ありますけれども、そこ頼りになってしまいますので、できる限り複数の手段を確保するというので、そこは譲れないところということで今回考えさせていただきました。以上です。

○松本 おっしゃる設備は本当にあったらいいなとは思いますが、恐らくまだ主流になっていない状況で、先進的なものを導入していくということなんだと思います。ただ、ここまでできる業者が少ないという中でそこまでやっていくのか、それとももう一年待ったほうがよいのか、または2台にして、それぞれ庁舎とEVで分けるのかとか、もう少し考えられたのかなと思いました。ちょっと課題が残る議案かと思いますが、以上です。

○小川 移動型電源車についてお聞きします。取得の趣旨と理由についてお聞きします。EV車への充電などの電力が必要な場所へとあるんですけど、具体的に教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長 今一番第一に考えなければいけないのは、本庁舎が非常用の自家発電機あるんですけども、そちらにつきまして連続稼働をした後に5時間ほど冷却期間が必要になります。その冷却期間のときには停電が続いている場合本庁舎の電力が確保できませんので、まずそこに第一優先で電力を供給したいと考えております。また、避難所につきましては、ポータブル発電機等々あるんですけども、そこについてはEV車を経由してそちらに電力を届けるということを考えております。また、今本庁舎を第一優先なんですけど、本庁舎がもし震災等で使えないという判断した場合には本部機能を上下水道局、ウェルネス柏、沼南庁舎ということで、そちらで開設することになるんですけども、そちらにつきましても来年度以降電力が供給できるように、電力を受ける設備が必要なんですけども、そちらについては各施設の管理者と協議をしまして、そういった体制を組んでいきたいと考えております。以上です。

○小川 ありがとうございます。それから、もう一つ、冷却期間が5時間って今おっしゃっていただいたんですけども、冷却期間中にその機能を維持するための十分な発電容量とか連続の稼働時間というのは、どのようになっていますでしょうか。

○防災安全課長 今回防災安全課からの仕様としては無給油で連続5時間以上の稼働というところで、冷却期間を十分に賄えるようにということで5時間以上。電力の出力なんですけれども、本部、事務局で使うモニターですとか、あとは暑いときですとスポットクーラーとか、そういったものも含めて、全て電力が賄えるように最大出力というところを設定をして今回手続を進めております。以上です。

○小川 ありがとうございます。最後に、実効性のあるという意味で安全に接続できるような体制というんですか、その限られた職員の中で確実に発災時にオペレーションができるような平時からの確認とか訓練というか、そういうものは行う予定でしょうか。

○防災安全課長 まず、導入した時点で納入してくださる事業者さんからの動作の

案内をきちんと防災安全課、危機管理部の職員が受けるような形を取りたいと思います。また、来年度以降につきましては、職員が主体となる訓練の中でどのような給電ができる、どういう方法で給電をするかというところを年に1度は少なくともやっていきたいと考えております。そういったことで実効性のある給電体制が取れるかなと考えております。以上です。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 分休憩

○

午後 2 時 8 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○資産税課長 先ほどの区分1の議案番号2の際に渡部委員の質問で答弁漏れがございました。答弁させていただきます。

わがまち特例におきましてサービス付高齢者向け賃貸住宅の申請状況ということでございますが、令和8年度はございませんでしたが、令和7年度1件ございました。以上でございます。

○委員長 渡部委員よろしいですか。

○委員長 それでは、質疑を再開します。

○古川 休憩前の財産の取得についてなんですけども、これは例えば庁舎の充電とかEV車とかの充電というのはどれぐらいの容量、何時間もつとか何台とか、そこら辺がちょっとよく分からなかったんで、教えてもらっていいですか。

○防災安全課長 まず、庁舎の充電ですけれども、無給油というところで12時間給電をし続けることが可能です。EV車につきましては……すみません。ちょっとEV車につきまして手元に資料持ち合わせございませんので、後ほど回答させていただきます。

○古川 そうすると、市が今回の財産の取得に関して求める仕様というのは、先ほどお話をした三相と単相両方取れるということ以外に、例えば普通免許で運転できるとか、特に電源について何か特殊な技術とか資格がなくても取れるとか、そういうことはなかったですか。先ほどその三相と単相というだけだったんですが。

○防災安全課長 先ほど一番重視したところということで三相と単相というところを申し上げたんですが、今古川委員おっしゃっていただいたとおり、まず最大の出力で200キロボルトアンペアですとか、あとは燃料タンク75リッター以上ですか、あとは免許のお話ありましたけども、できる限り小さい車でというところで準中型以下ですとか、あとは先ほど申し上げた無給油で連続5時間以上、そういったところを要件として定めております。以上です。

○古川 そうすると、この契約の相手方の北海道の会社なんですけども、もうここしかやっていないんじゃないですか。というのは、これメーカーですよ。この北

海道うんたらかんたら、ちょっといいませんが、これメーカーですよ、どうですか。

○防災安全課長 まず、繰り返しになりますけど、先ほど申し上げた12者いろいろ調査をした中で、今おっしゃっていただいた北海道電気相互株式会社ともう一者、こちらが求める仕様で電源車を供給することが可能というところで返事をいただきましたので、2者対応できるだろうというところでこちらとしては捉えております。

○古川 というのは、この見積合わせで辞退しているところは、だって北海道電気相互株式会社が車体のメーカーなんですよ。ほかの納入をしてもらって、いわゆる商社的なところじゃないですよ、これ。いわゆる自家販売ですよ。自分のところで製造して、造っているんですよ、この会社がね。

○防災安全課長 車両自体は国内の車体を造っているメーカーのもの、トラック型のものを使いますけれども、実際に車として販売をしている、電源車としてそこから加工、加工というんですか、するメーカーにはなります。

○古川 もう一者の第一テクノさんというのは、ホームページ見るといわゆる自家発とかもう全く、いわゆる据置き型の、あと環境性能とか、そういうことをやっている会社に見受けたんです。ホームページ見て、事業概要見たら。そうすると、随意契約って言いづらかったのかもしれないんですが、この見積合わせは基本的に自社が造って、造ってというか、加工して、組立てというのかな、納品するとこと商社的に要はマージン乗っけて見積合わせっていったところで、これはどう考えたって自社でやっているほうが安いに決まっているんじゃないのかなというふうに私は見たんですよ。そうですよね。だって、商社的な動きをするんだったらマージン乗っけるんですから。これはちょっと何となく随意契約って言いたくなかったのかな、1者でも見積合わせしたほうが何となく競争性が担保できたというように、言葉選びますけど、何となくそういうふうに見えるような形にしたのではないのかなというふうに私は見ているんですが、これ以上いいません。ただ、やはり本当にそれが必要で、それしかないんだったらもうしっかりと随意契約というふうに言ったほうが分かりやすいし、じゃ何で辞退したのというふうに逆に思いますので、ここから先は私いろいろいいませんが、自分の中でネットしか調べていないから分からないですよ。でも、ホームページを調べ、いろいろ調べた中でそんな印象を持ちました。意見です。答弁は結構です。

あと、訴えの提起について、不法駐車の方なんですけど、この車は車種は何ですか、ダイハツの5ナンバーは。問題ないですよ、言ってもね。別にね。

○南部近隣センター所長 車種は、軽自動車の車にムーブと書いてあります。

○古川 そうすると、先ほど要は法令遵守でやっていくとこういう形に手続的になるんだというふうに御答弁があったんですが、例えば民間の駐車場がこういうのと同じ状況になったときあり得ますよね。そうすると、ちなみに民間の駐車場はどういう手続取っているかって調べましたか。公共施設でなくて、民間の駐車場のオーナーさんが同じように不法駐車がありました。相続人は亡くなっている。全て相続

人は、相続人じゃない、所有者でも占有者でもそれは亡くなっている。全員相続放棄している。そういう場合民間の方ってどういうふうにされていますか。

○南部近隣センター所長 申し訳ございません。調べておりません。

○委員長 行政課か田崎さんか、どっちか答弁できる方いらっしゃいますか。

○行政課課長補佐 すみません。行政課でもちょっとそちらについては特に調査はしておりません。以上です。

○古川 ホームページ見ると、大手の中古車販売とかやっているところが物すごく迅速にやらせてくださいって言っているんです。お困りですよねと。所有者の方はこういう書類さえそろえてもらえば全部やりますって言っているんです。ちなみに、どれぐらいで車両撤去されると言っていると思いますか。ちょっと後で見てください。少なくとも2年も放置という話にはならない。しかも、これはちょっと分かんないんですが、これじゃ鍵はなかったんですね、もう。この車、鍵。

○南部近隣センター所長 なかったです。

○古川 もっと早く着手していれば、どういう流れでその鍵がなくなったのか、所有者と相続人の関係は分かんないんですが、もっと早くやっていたらそこら辺もひょっとしたら鍵も出てきたんじゃないのかなというふうに、これは分かんないです、想像ですから。そうすると、この軽自動車もやっぱり価値があればそれなりのお金になる可能性はないのかなというふうに思うんですよ。しかも、2年間そのままにしちゃったら、その分価値下がらないのかなとか、走ってはいないからそんなに変わんないのかもしれないんですが、少なくとも長期間公の施設の駐車場に不法駐車がある。もっと早くできなかったのかなというのはあるんですけど、その分だけ余計な税金が出ていないのかなということを考えるんですよ。もっと早くやっていたら、もっと回収できたんじゃないか、もっとほかの方法があったんじゃないか。だって、民間の方だったらこんなに待たないですからね。そういう意味でやはり税金に対する、お金に対する考え方がちょっと緩かったんじゃないですかという感想を持ちます。これはもうたればだから分かんないです。ただ、ちょっと見てみてくださいよ。民間の方だったらどういう方法を取るのか、ホームページに出ていますから。具体的な会社の名前は言わないです。私は、たまたまそれを検索で引っかけたらそういうのが出てきて、それが公がそういうことをやっちゃいけない話で、民間だからやっているという話であれば、これは仕方がない。だけど、先ほど松本委員が言ったみたいこういうリスクはないんですかねというQ & Aとかもあって、いやいや、そういうのは大丈夫ですとかというふうに書いてあるんですよ。ということは、おおよそ法的な問題はクリアしているんじゃないのかなって個人的には思いますが、いずれにしてもちょっとそういう感想を持ちましたので、これも答弁は結構です。

○南部近隣センター所長 申し訳ございません。先ほどの質問の中で、1つ私が質問の趣旨を勘違いしておりまして、鍵はなかったのかという質問を私どもでないというふうに捉えてしまったんですが、相続人に確認した時点で鍵は持っていますか

という質問をしたかどうかというのは、すみません、当時の職員に確認しておりません。申し訳ございません。

○古川 いずれにしても、鍵があれば使える車両という取扱いになるのか、それとも鍵を壊しても使えるのか、私これは分かんないんですが、ただいずれにしてもやはりもうちょっと緊張感を持ってやっていただいたほうがよろしいかなというふうに思います。単に公共施設の駐車場に不法車両が長い間あった。景観とかというだけじゃなくて、実質的に市に何らかの損害が見えないところで出ているのではないかなという、確証はありませんが、そういう印象を持つ議案でございます。以上です。

○防災安全課長 先ほど古川委員からE V車への給電について何台分をというところで、まず本部のモニターですとかプリンターですとか、そういったものを稼働させつつ想定をしているのがE V車8台分を想定しております。1台、サクラですけども、1台充電するのに3時間ほどかかりますので、今は8台と。出力容量的にいきますと、ほかのものを給電しないという前提でいきますとE V車については93台はできるんですが、今申し上げた3時間かかりますので、現実的には1日8台給電できるかなと考えております。以上です。

○永山 よろしくお祈いします。10号のほうからお伺いします。この道路の必要性は理解しておりますが、なぜ今なのかという点について、地元の要望があって、ずっと欲しかったけども、予算が今になってしまったとか、ちょっとそのタイミングがなぜ今になったのかというこの背景を教えてください。

○防災安全課長 まず、実際に能登の地震ですとか、そういったところで被災地を見ますと、橋が落ちたですとか、そういった現状を確認して、大堀川についても今松ヶ崎橋というところの入り口が1つというところで、橋が落ちた場合にその、緊援隊の拠点になるんですが、そういったものが機能しなくなるおそれがあるなというところで確認をしまして、そこから整備の必要性について検討して、今の時期になったというところでございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。あと、通常利用はなく、何か出初め式のときには開けるけれども、通常開放はしないということだったと思うんですが、合っていますか。

○防災安全課長 まず、繰り返しになりますが、有事の際に開けるというところが大前提ですので、出初め式でスロープをもし使うことが可能かというところであれば可能なんですけども、出入口を開けるというところは現状警察、国道管理者との協議の中では想定はしていないところでございます。以上です。

○永山 車が利用、右折とか危ないというの分かるんですけど、別に歩行者の人には開けてもいいのかなって何となく思ったので、その通常利用とかはしてもいいんじゃないかなと思ったので、すみません、質問しました。

○防災安全課長 歩行者、自転車につきましては、整備が終わりまして、あとスロープに照明の工事については来年度を予定していますので、照明がつき次第開放、

歩行者、自転車については使用可能にしたいと考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。今まで聞いていなかった情報が聞けたので、よかったと思っております。すみません。ありがとうございます。

13号に移ります。この電源車は、50ヘルツでも60ヘルツでも給電が可能なのか。というのは、例えば西日本とかで災害が起きたときに派遣とか、そういうことも考えているのかという意味でお伺いします。

○防災安全課長 50ヘルツ、60ヘルツでも対応が可能となっております。派遣については……ごめんなさい、ちょっと給電については確認はいたします。もう一度再確認いたします。派遣については、まず要請があれば検討はしたいんですけども、いざ派遣をしている間に柏市が災害を受けてしまうと、機能を十分に、電源車について購入した意義が失われてしまうので、大原則市内で運用を限定していきたいなと考えております。50ヘルツ、60ヘルツについてはちょっと確認をさせていただきます。

○永山 じゃ、よろしくをお願いします。

15号に移ります。ちょっとごめんなさい、聞き漏らしがあったら申し訳ないんですが、撤去費用を請求するということは、ごめんなさい、どういう状況なんでしょう。教えてください。

○南部近隣センター所長 おっしゃっているのは議案にある撤去費用……すみません、裁判費用とか撤去費用を相手方に請求するということですか。

○永山 そうです。仮に勝ったとして、撤去するってなったときに柏市の負担でやるというふうにおっしゃっていたと思うんです。私がそこを聞き漏らしていて、ちょっと申し訳なかったんですが。

○南部近隣センター所長 基本的に本来であれば撤去費用ですとか訴訟費用は、自動車の所有者の方に求め、原則支払う、負担するものなんですけれども、今回のように所有者が不在の場合は結果的に柏市が負担することになるということで、柏市が負担するというような御説明をさせていただきました。

○永山 その亡くなったAにどれぐらいの財産があるかは、もし分かればいいんですけれども、Aの財産から取るという、請求するということはできないんですかね。

○南部近隣センター所長 今回の訴訟につきましては、このAの方の財産を処分するという訴訟ではなくて、この車を撤去することに集中した訴訟になりますので、その方の財産を処分する場合にはまた別の手続が必要となると聞いております。以上です。

○永山 その手続は取る予定はないのでしょうか。

○行政課課長補佐 まず、前提としてその亡くなった方の相続財産がどれだけあるかというのはちょっと行政課のほうでは今把握はしていないんですけれども、もし一般的に資力がある方、あるいは相続財産が多くある方であれば相続財産清算人を立ててもらおうというやり方がありまして、その中で残っている財産がどれだけあるか、その中で柏市がかかった費用をその相続財産から請求するというやり方もあ

ると思うんですけれども、今回に関しましてはちょっと資力がないかなという前提でちょっとこちらは認識していたんですけれども、多分恐らくそういうことやったとしても相手方の相続財産から今回のかかった費用を十分にいただくことができない。逆に相続財産の清算人を立てると、今回考えております特別代理人の選任という手続に比べまして、より多額の費用がかかってしまうということがございまして、今回に関しましては比較的簡便な手続である特別代理人の選任の手続を経まして、車両の撤去というのをさせていただくことにしております。以上です。

○永山 ありがとうございます。私も相続放棄をしたということは、率直に申し上げてあまり相続するような財産がないのかなというのは思っていたので、改めての確認でした。御説明いただきまして、ありがとうございました。ちょっと最後に時系列だけなんですけど、Aが亡くなったのが令和5年12月16日、覚知したのが令和6年5月ということは、これAじゃない人がここに持ってきたという推察をしているということよろしいんですかね。

○南部近隣センター所長 はっきりとは申し上げることはできないんですけれども、私ども毎朝通勤時に駐車場を確認しまして、二、三日、長くて1週間止まっていれば所有者に注意を喚起する表示をすることを検討しておりますので、令和6年の5月に覚知した、亡くなったのがその前の年の12月ということですので、亡くなる前に置かれたものとは考えておりません。

○永山 今の答弁をちょっとはっきりとはおっしゃれないんだと思いますけど、やっぱりこのAじゃない人が多分止めたという可能性が極めて高いというふうに思うんですけれども、その方を特定したりとかという作業はどのようになっているんでしょうか。

○南部近隣センター所長 今回放置自動車があった駐車場には防犯カメラがついていない駐車場になっておりますので、いつ頃置かれたかという確実な日時が確認できないところでございます。以上です。

○永山 すみません。最後に、総務部長にちょっと、答弁要りません、意見だけ。そういうこともありますので、防犯カメラの設置とかいろいろ今総合的にほかの駐車場も含めて運営の仕方を御検討されているということだったので、防犯カメラの設置ということは非常に有効な手段だと思いますので、御検討いただければと思います。以上です。

○防災安全課長 永山委員から移動電源車の周波数について、確認できましたので、お答えいたします。50ヘルツ、60ヘルツ両方とも対応可能でございます。以上です。

○林 それでは、議案第15号、訴えの提起について、南部近隣センターの不法駐車ですかね、こちらについて、るる質疑がありましたので、ちょっと私の全体的なイメージとしては非常に時系列というか、時間がここまでくるのに2年かかっていますので、やはり幾らその行政が手続を取りながらやってきたこととはいえ、時間がかかり過ぎているんじゃないかなというふうに思うんですよね。これもうちちょっと早めに対応してほしいというのは、ほぼ多くの方が思われることだと思いますが、

その点について何か御意見とかありますでしょうか。

○総務部長　今回こういった議案が出るまでにかなりの時間かかったというのはそのとおりかなと。多分今回の進んできた事務を見ると、やっぱりどこかちょっとおかしい、おかしいというか、本来だったらもっと早くできる場所があったんだらうというふうには思っておりますので、今後それはこちらのほうからもきちんと、先ほども申しましたけど、やっぱりまずはそれをさせないということが第一かなと思いますので、そこら辺点検であるとか、そこら辺はきちんと可能な範囲で複数回やってもらうように、それは対応していきたいと思います。

○林　そこで、こちらの車について、ナンバーが品川ナンバーですね。柏市内のナンバーとか野田とか、そういうナンバーではないわけですね。私思いますのは、こちらのナンバーの所有者を調べるのにかなり時間がかかっていまして、令和6年の11月にやっと照会をかけているという、そういう流れなんですけども、通常ナンバーで所有者を調べるというのはもっと簡易的に早くできると思うんですが、そこについてどのようにお考えでしょうか。

○南部近隣センター所長　当時の事務手続について確認しましたところ、こちら照会かけるまでに、その放置自動車があった駐車場は過去にも近隣の方とのトラブルとかが、放置されている自動車のトラブルがあったそうで、申し出るのを様子を少し長めに取ったりですとか、ちょっと慎重に警察に相談したりですとか、慎重に進めてきた結果というふう聞いております。

○林　今の御説明は後づけというような印象を持っていまして、速やかにできなかった理由というような形にはどうしても聞こえなくて、例えば民間の方も、民間であってもナンバーで所有者を調べることは可能でありますし、国土交通省の運輸局というんですか、もしかしたら名前今変わっているかもしれませんが、個人でも調べることはできますし、警察にも相談しておりますので、場合によっては放置車両ということであれば何か心配もありますし、ドアをロックを外して車検証を見て、そこで所有者なり、あるいは販売しているところの会社なりを調べて、そしてまたそこから所有者に結びつけられるということも可能じゃないかなというふうに思うんですよね。やはり今回1つは対応、適切にやられたという表現かもしれませんが、時間がかかったというのはやはり所有者を調べるのにあまりにも時間をかけ過ぎていると。それがためにやれる手も打てていなかったという印象がありまして、そういう印象があるんですけども、いかがでしょうか。

○南部近隣センター所長　確かに時間はかかっているかと思います。本当に今振り返れば、もう少し早く照会ができたかもしれないとも思っております。ただ、本当に市民の皆様が使う施設の駐車場に長く放置をして、ちょっとサービスが、施設利用者の利便性を損ねたことは本当に申し訳ないと思っております。以上です。

○林　繰り返しになってはいけないわけですが、ナンバーも品川ナンバーということで、もっと早くぜひ所有者を調べてほしかったなと。今後、どのようなナンバーであっても同じかもしれませんが、早めに所有者を調べるという、そこから

まず始めていく必要があるというふうに思います。

続きまして、13号についてなんですけども、電源車ということで、先ほどの様々な答弁から、いざというときに本庁舎等が利用するために所有しておくということですが、今後はほかの庁舎でも設備を整えた上で稼働が可能な対応をしていくということでございますけども、例えば今後大型の近隣センター等が整備する予定もあるんですけども、そういったところへの稼働というのはどのように考えておられるのでしょうか。

○防災安全課長 今回移動電源車導入する目的が災害対策本部の機能を維持するというところですので、最優先は災害対策本部を設置する可能性がある本庁舎をはじめ上下水道ですとか、先ほど申し上げた庁舎を中心に考えております。委員御指摘のとおり、これから新設する公共施設についてどのように考えているかということだと思っておりますが、その辺りにつきましては主に避難所になってくるかなとは思っておりますけども、現時点ではポータブル発電ですとかE V車、あとは太陽光発電ですとか、そういったところで対応が十分できるのかどうかを検討した上で必要性に応じて、この移動電源車で給電できるようにする必要があるれば、そういったところも関係部署と検討していきたいと考えております。以上です。

○林 ぜひそれが可能であるのかどうかも含めてちょっと研究していただいて、より適切に、本庁舎等は大丈夫でも違うところで被災しているとか、様々なことも考えられますので、そういった視点も取り入れていただきたいと思います。電源車あるいは電源については、今後も日進月歩で新しいものがどんどん出てくるというふうに思っておりますけども、さらにいいものが出てきた場合どうなのかなとかいろいろ考えているんですが、ぜひそういったところも今後研究していただきたいというふうに思います。私この事業で1ついいところは、財源の確保というか、災害事業債等交付税措置されるということで、財源については非常に有利な起債をしておりますので、そちらにつきましては評価できる点だなというふうに思っております。私の質問は以上でございます。

○渡部 それではまず、13号から伺いたいと思います。移動型電源車って非常に自治体で納入しているところは少ないのかなと思うんですけども、例えば県内近隣市とか、こういったところでこの車納入している自治体があるのかどうか、まず伺います。

○防災安全課長 まず、県内ですと茂原市が導入しております。あとは直近で導入したところといいますと横浜市が導入しているというところは確認しております。以上です。

○渡部 極めて少なく、だけど必要とされていて、柏市の取組が先駆的なのかなとはちょっと思いました。ただ、議案を出す際、去年ですと総務部の軽自動車の財産の取得がありました。毎年消防ですと消防自動車関係の財産の取得が議案としてのります。そういったとき資料ってかなり詳しくその説明資料があるんですね。例えば車はどんな車なのか、車の大きさとか何人乗りとか、排気量とかどんな設備とか。

今委員会でいろいろやり取りした内容というのは、やはり説明資料の中にきちんと記載すべき、記載しておくべき内容ではなかったかなと思うんですね。そういった基本的な情報というのは、やはり委員会にはきちんと出してほしいなと思うんです。私今回オーダーメードの部分があって、もしかすると詳しく書けないことがあるのかしらというふうにちょっと思っていました。でも、そうではないようですので、議案の出し方として、まず説明資料は丁寧な資料を求めたいと思います。これは、ぜひ次回から気をつけていただきたいなというふうに思います。先ほど横浜が既に取得しているというお話ありました。横浜は、多分消防局で財産を取得したと思います。これ消防とかなり密接に関わるわけです。先ほどからのお話で災害対策本部がということをありました。ただ、消防との話合い、どっちが財産を取得するのかとかいう、そういった話合いというのは事前にあったんでしょうか。

○防災安全課長 まず、今回災害対策本部の電源の確保という、電力の確保というところで、まず防災安全課主導でやるというところは、消防局も消防局の本部は持ちますけれども、市全体の本部は防災安全課ですので、そちらで導入するということで進めているところでございます。1つ、横浜市の部分で消防がというところがあるんですけど、私ども確認したところ消防というところまではちょっと確認できていなかったんですが、いずれにしても柏市としては全庁で問題がないように導入したいと考えております。以上です。

○渡部 13号については結構です。

ちょっと前後しちゃいますが、10号について伺いたいと思います。工事が結構長い期間になるなと思います。この工事車両はどこを通ってくるんでしょうか。工事車両の搬入。

○防災安全課長 工事車両につきましては、国道からの出入りではなくて、警察署のほうに防災レクリエーション公園の入り口があると思うんですけども、そちらのほうから出入りをする形になります。以上です。

○渡部 つまり松ヶ崎橋は通らないということよろしいでしょうか。

○防災安全課長 おっしゃるとおりです。

○渡部 盛土についてなんですけども、相当な盛土があるんじゃないかなというふうに思いました。そうすると、土砂についてはどこから搬入するとか、あるいは環境との関係、届出とかが発生してくるのかなと思いますが、そういった手続というのはもう済んでいるんでしょうか。

○防災安全課長 まず、盛土につきましては、既に搬入が完了しております。その搬入は松ヶ崎橋を使って搬入をしております。関係する宅地造成及び特定盛土等の規制法ですとか、柏市土砂等埋立て等規制条例ですとか、そういったものについては、地方公共団体が行う事業というところで対象の範囲外というところで確認をしております。以上です。

○渡部 ありがとうございます。それで、こういった緊急の消防の援助隊の活動なんですけども、今回宿営ですとか大型ヘリの着陸、ドクターヘリの離着陸というこ

となんですが、そういったのに使えるような土地、こういった公園を持っているというのは、例えば近隣なんかではどういったところに設置されているのでしょうか。

○防災安全課長 近隣といいますか、市内でというところで、まずは手賀の丘公園ですとか……失礼しました。まず、鎌ヶ谷の陸上競技場というところがございます。以上です。

○渡部 災害のときに柏市だけではなく、いろいろと広域的に使われる可能性が高いところなのかなとちょっと思いました。今後新たないわゆる大型ヘリの着陸とか、いろいろな実際に使うに当たっての設備とか工事というのは、この道路が完成してからそういったことは行われるのでしょうか。

○防災安全課長 既に指定されてから月日がたっておりますので、今回新たに出入口を設けるというところで、宿営に必要な機能というのはもう既に備えていると考えておりますので、新たな整備等は行う予定はございません。以上です。

○渡部 分かりました。ありがとうございます。

それで次に、議案14号についてお伺いしたいと思います。個人情報に触れない範囲で結構なんですけども、この方の年齢ですとか家族構成ですとか、何か病気をお持ちだとか、要するに生活に困難を抱えているとか、そういった実態というのは何かあるのでしょうか。

○債権管理課長 まず、年齢ですけれども、70代後半の方でございます。滞納されている人ですよ。それから、家族構成は2人世帯、奥さんとの2人世帯です。あと、病気とかですけれども、病気とか借金もおっしゃいましたですかね。特にそのような話は出ていないですが、借金については、借金ということではないですけど、税務署の国税のほうに滞納があるというような話は聞いております。以上です。

○渡部 もう70代になっている。お給料が月額61万円というのがありました。そうすると、ちょっと疑問に思ったのが本当にこの方に61万円の給与が支払われているんだろうか。つまりこの会社が非常に誠意のない会社に思えたんですね。そうすると、実際に給与が、かなり年齢いつているし、この高額な給与が本当に支払われているのかということを疑問を持ったんですけれども、それについては間違いなく支給されているということによろしいのでしょうか。

○債権管理課長 私どものほうに給与報告書、給与支払い報告書ということで年額にして七百何十万というような報告が出ておりますので、それを実際に払っているかどうかということは、払っていない可能性もあるかもしれませんが、私どもとしては給与支払い報告書が出ている以上その金額が本人に支払われているものとして差押えを行ったわけでございます。以上です。

○渡部 今回の訴えの提起の金額というのは、この方滞納金がかなりあります。そのごくごく一部、1割くらいでしょうか。そうすると、この訴えが解決した後に今度は残りの債権について、それについての取立てなり、訴えなりという行動を柏市は取るというふうに順番なるのでしょうか。

○債権管理課長 おっしゃるとおり、今回220万円を支払えということですが、この

方の滞納額が1,600万ぐらいあるということで、私どもとしては滞納額が解消するまでは何らかの滞納処分で、例えば給与の差押えだけではなくてほかに預金があるとか土地や家屋の公売ができないとか、その辺りを検討していくことになります。以上です。

○**渡部** 私たちこういう議案はよく出ます。それで、やはり柏市の説明文だけではこれをいろいろ判断することはできません。この会社がもしかしたら本当に悪質な会社なのではないか、本人との関係においても何らかの会社が自分の要するに経費を落とすために給与を高く申告しているのではないとか、ちょっといろんなことを想定しました。なるべく早く解決したほうがいいなとももちろん思っていますけども、年齢からいっても残りの金額について早期に解決できるような年齢でもないなと思っています。やはりこの方の生活再建を第一に考えていろんな対応をして今後とも、今後の対応ですね、生活再建を第一に考えて取り組んでいただきたいなというふうに思います。以上です。

○**委員長** ほかにございますか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○**委員長** まず、議案第10号、工事の請負契約の締結について（大堀川防災レクリエーション公園アクセス道路築造工事）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第13号、財産の取得について（移動型電源車）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第14号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第15号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室されていない方は入室をお願いします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時53分休憩

○

午後 3時 1分開議

○委員長 休憩前に引き続き協議を再開します。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第16号、令和8年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題とします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○林 それでは、財政課に質問です。水道事業会計の補助金について、これ具体的な事業は水道になるので、もちろん財源等についてお尋ねするところなんです、今回の事業は県からの補助金を一部使って、残りを市で補填しながら事業を行って、具体的な事業は上下水道事業局のほうで使われて、財政部ではその補填事業補助金の金額を出しているということなんです、ちょっとこの背景には県水道の減免措置というかが背景にありまして、柏市等は県水が入っていないくて、その減免の金額が市民に、柏市の県民に伝わっていないということがあるので、その分を県は補助金を出しているんじゃないかなと、このように私は認識しているんですけども、私の認識が間違っていたら間違っていると言っていていただいて結構なんですけども、そこでちょっと私がお尋ねしたいのは、県が出している県の減免の補助金が県民1人当たりに対して幾らになって、例えばこの補助金等が柏市にとってはどの程度の差があるのかというのを聞きたいんですけど。

○財政課長 ただいま御質問いただきました千葉県の方で実施される減免事業の1人当たりの金額というのは、すみません、こちらとしては把握できていないところではございます。今回柏市のほうで実施する水道料金の減免事業につきましては、千葉県が設定しております枠組みで実施する減免事業の枠組みで実施した場合の相当する金額分については、柏市のほうの水道事業で減免を行った場合も同様のメリットが得られるような形になるようにということで、今回減免事業の内容を組ませていただいているというところでございます。以上になります。

○林 そういたしますと、県水の減免をしている県民の方と柏市は県水を利用していないところの県民としての1人当たりの度合いが、割合が違ってきて、ちょっと柏市民にとってはいかなものかなという気がいたしまして、本来同じ県であれば同じ程度にやはり減免できるような補助金制度にしていくべきじゃないかなというふうに思うわけなんですけども、ぜひそういったことも主張しながら県の財源確保に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○渡部 少し財政全般のことに触れてしまうんですけども、本会議で国のほうからは交付金が1億2,000万円下りると。これまだ確定なのかどうかって分かりませんが、なるべく早くに物価高騰対策取ったほうがいいと思います。6月議会に追加の補正でそれを計上するということは、全く間に合わない状況だったのかどうかをまず確認したいと思います。

○財政課長 今回の6月議会のほうで補正予算提出させていただいているものは、議案第16号のこちらの補正予算のみというところでございます。以上になります。

○渡部 時期的にそれは多分検討されているんだと思いますけども、今議会には間に合わないということだろうなと思います。そうすると、次は9月かなと思うんですけども、こういったプロセスをたどって中身、事業の中身の検討ですとか、じゃ9月議会に出せるねとか、そういったことの今の検討状況について伺いたいと思います。

○次長兼政策イノベーション課長 今国から通知が来ておりまして、そういった内容に基づいてこれから検討していかなければならないということで情報収集に努めている段階です。以上でございます。

○渡部 じゃ、金額の1億2,000万というのは、これはほぼ確定した金額ということでしょうか。

○次長兼政策イノベーション課長 1億2,000万円ということはほぼ、通知されますので、確定に近いものとして認識しております。以上です。

○渡部 やはり物価高騰で市内の業者の方も、医療ですとか介護ですとか、いろんなところで本当に苦労していると思いますので、効果的な事業を柏市が行うよう求めたいと思います。本会議で県が実施する事業を注視するみたいな答弁もあったかと思います。多分8月からキャッシュレス決済に関する県の補助制度というのが行われるのではないかと思います。そうしたときに柏市が何かその事務的なことでこれから発生することとか、あとは柏市がやはり市民に周知することとか、何かそういったことは発生してくるのでしょうか。

○次長兼政策イノベーション課長 どのような助成というか、交付を行うかによって周知の内容ですとか周知の時期も変わってまいりますので、行うことの内容次第といえますか、によってきちんと周知していきたいと考えております。以上です。

○渡部 柏市においてもやはり本当に有効な、効果のある事業をやってほしいと思います。千葉県のキャッシュレス決済も否定するものではないんですけども、キャッシュレス決済をやっていない特に高齢者の方にとってはあまりメリットがないんですね。だから、県に対しても柏市としてやはり意見を言う機会があれば、有効な物価高騰対策を取るように要望してほしいなと思います。以上です。

○委員長 16号とはちょっと外れている質問かもしれませんが、補正予算の範疇だということで、多少了解をしていただきたいと思います、今の質問。

ほかにありますか。——それでは、質疑を終結します。

これより採決いたします。

○委員長 議案第16号、令和8年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第16号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたします。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。あわせて、関係する各課で入室していない方はお願いします。

○委員長 では、専決処分についてを議題といたします。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分のうち、その金額が50万円以上のものについては定例会中に開催される常任委員会に報告されることとなっており、今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

それでは報告をお願いします。

○債権管理課長 よろしくお願ひいたします。令和8年6月3日付で報告をいたしました専決処分についての2番、訴えの提起の中で、3件ございますけれども、今委員長おっしゃったように50万以上のものが2番と3番でありますので、この2件について順に御説明をいたします。

まず、2番の案件ですけれども、東京都中央区銀座六丁目にあります株式会社デルソル・パートナーズに対しまして同社の従業員等である滞納者が支払っていない市税及び国民健康保険料について本市が差し押さえた同社が滞納者に払うべき給与等債権の95万9,285円の支払いと訴訟費用の負担を求めるものでございます。

訴えを提起するに至った主な経緯ですけれども、この会社の従業員等である滞納者は令和2年に柏市に転入しました。それ以降市税、国民健康保険料の賦課が発生しましたが、市からの督促や催告にほとんど反応せず、反応してもいついつ市役所に行きますと言うだけで実際には来ないというものでございました。そのため令和6年8月に給与の差押えを執行したんですけれども、勤務先の法人も差押えの通知に対してほとんど反応を示さなかったため、本年3月27日付で地方自治法の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行ったものです。そこでようやく相手方の法人から2回に分けて払いますという連絡がありました。第1回口頭弁論が6月5日に行われまして、同日柏市勝訴の判決が出されました。先日判決正本が届いたところでございます。

続きまして、3番の案件ですけれども、増尾四丁目の株式会社S T A G・Bというところに対しまして、同社の従業員である滞納者が支払っていない国民健康保険料について本市が差し押さえたこの会社が支払うべき給与の148万9,700円の支払い

と訴訟費用の負担を求めるものでございます。

訴え提起に至った主な経緯ですけれども、滞納者は柏市の平成29年に転入して、その頃から滞納が始まりました。保険年金課で催告を繰り返していましたが、滞納が累積していったため令和5年10月に私ども債権管理課で移管を受けました。弁護士と納付相談を受けてもらおうとしたんですけれども、滞納者は反応を示さず、相談に至らなかったため翌年の7月に給与差押えを執行いたしました。しかしながら、今度はその勤務先が取立てに応じなかったのも、改めて弁護士に取立ての交渉を委任して、一部は支払われたんですけれども、その後連絡も納付もないという状態が続いたため、本年3月31日付で専決処分による訴えの提起を行いました。第1回の口頭弁論は5月22日に予定をされていましたが、その前に相手方から全額納付したいという連絡がありまして、先月15日、その納付が確認できたため訴訟は取下げをいたしました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、副委員長の互選をやりまして、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時14分休憩

○

午後 3時19分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、副委員長の互選についてを議題といたします。

5月25日に鈴木委員が御逝去されたことに伴い、本委員会の副委員長が欠員となりましたので、これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選、投票のいずれの方法により行いますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、投票により副委員長の互選を行います。

ただいまの出席委員数は8名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○委員長 投票は単記無記名でお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○委員長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○委員長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

立会人は、先例により2名とし、私から指名いたします。立会人に古川隆史君及び渡部和子さんを指名いたします。

よって、両君の立会いををお願いします。

〔開票〕

○委員長 投票の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 7票

無効投票 1票

有効投票中

永山智仁君 6票

上橋しほと君 1票

以上のとおりであります。

よって、最多数を得ました永山智仁君が副委員長に当選されました。

永山智仁君は副委員長席に御移動を願います。

ただいま副委員長に当選されました永山智仁君に就任の御挨拶をお願いします。

○永山 ありがとうございます。みらい構想かしわの鈴木清丞さんの後ということで、御遺志を引き継いでしっかり頑張りたいと思います。

○委員長 以上で互選を終了します。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 3時25分閉会